

## 正蓮寺川の今後の工事の進め方について①

(正蓮寺川水門から最上流部までの工事内容【阪神高速】)

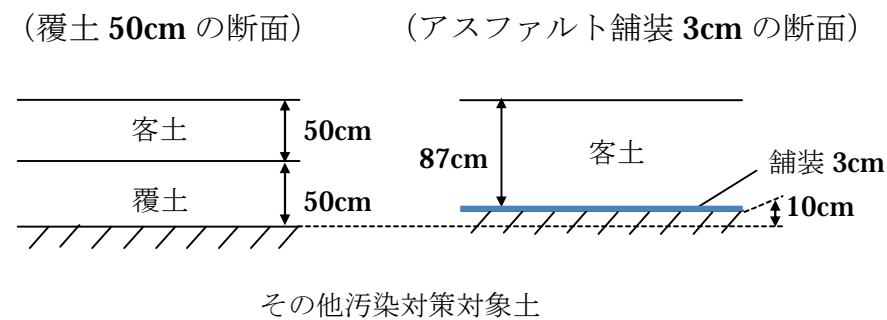
### (1) 今後の工事概要

最上流部及び最下流部（北港大橋上流部）においては、河川ボックス等の整備を引き続き行う。最下流部（北港大橋下流部）においては、護岸工事を引き続き行う。河川内における横断 4 橋梁の内、後行施工である恩貴島橋と千鳥橋の 2 橋について盛土工事を行う。また、上記施工が完了したところから基盤整備工事を随時行う。

### (2) その他汚染対策対象土の直接摂取を防止する対策

その他汚染対策対象土に係る直接摂取を防止する対策は、「土壌汚染対策法」に準拠して覆土 50cm 以上としているところである。(第 6 回環境監視委員会で承認、次ページ参照)

しかしながら、詳細検討による河川区域内その他汚染土埋め立て域の減少、植樹を考慮して公園客土厚の増加が必要等の理由により、「土壌汚染対策法」に準拠して直接摂取を防止する対策としての「覆土 50cm」を「覆土 50cm またはアスファルト舗装 3cm」に変更する。なお、アスファルト舗装は客土内の水はけを考慮して開粒度アスファルト舗装とする。



### (3) 施工時の管理

#### ・ 最下流、最上流、横断橋梁陸地化、基盤整備工事施工に伴う大気質日常監視について

粉じん・臭気の発生を伴うと考えられる工事実施日に臭気指数および粉じん濃度の測定を行い、工事管理をすることとする。なお、日常監視基準に適合しない場合は、工事との因果関係の有無を確認するとともに、必要な場合は措置

を講じるものとする（第 15 回環境監視委員会で承認）。

なお、最下流部の浚渫工については、脱水固化・余水処理施設付近においても測定・監視を行う。(平成 25 年度第 2 回大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会承認)

また、基盤整備工事において、「その他汚染対策対象土」の運搬に際し、一時的に一般車両が通行する横断橋梁盛土部を通過（横断）させる必要が生じた場合、通行に際しては、道路交差部に交通誘導警備員とは別に監視員を配置するとともに、大気質日常監視を行う。なお、監視及び測定の結果、対策の必要が生じた場合は措置を講じるものとする。(平成 26 年度第 1 回大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会承認)

#### ・ 最下流、最上流、横断橋梁陸地化及び基盤整備施工に伴う排水処理について

工事に伴って発生する水については事前に水質調査を実施し、放流先の基準を満足するように適切な処理を行った上で放流することとする。なお、放流にあたっては定期的に水質監視を実施するものとする（第 15 回環境監視委員会で承認）。

(参考：第6回委員会資料より抜粋)

### 3. 汚染対策対象土の対策方法

#### 3.1 汚染底質及び脱水固化土の取扱い方針

上流側の地下水の水質が環境基準に適合していることから、上流側についても下流側と同様に、前回の委員会で審議・承認された取扱い方針に基づき、6面封じ込め及び覆土の対策を検討することにした。

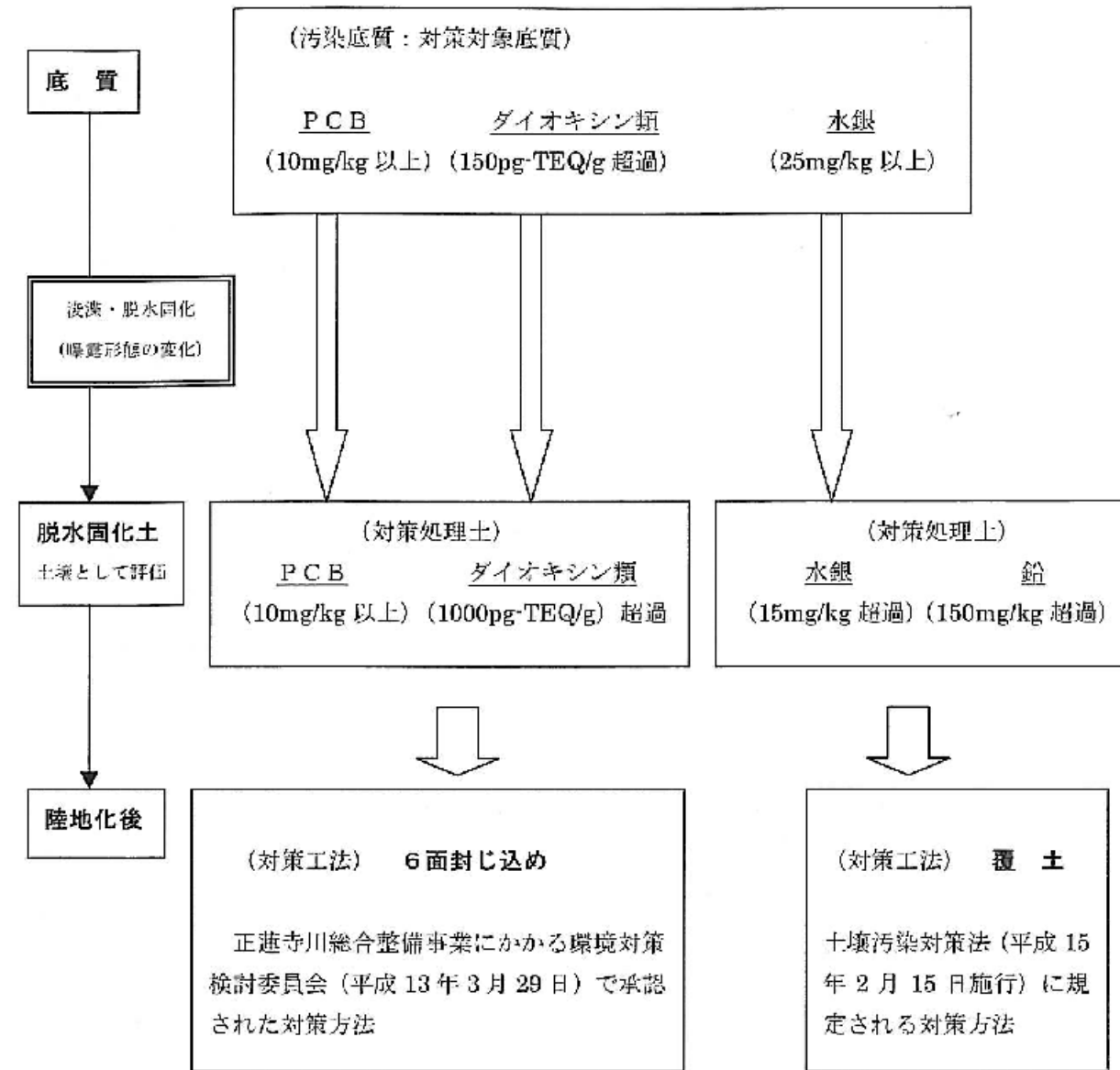
#### ■汚染底質対策の基本的考え方（前回の委員会で承認）

##### 対策の考え方

底質汚染は、公共水域の水質汚濁・魚介類汚染などを経て人の健康へ影響を及ぼすことから、陸地化されることでこれらの汚染経路が遮断されるものと考えられる。

陸地化後は、土壌としての曝露形態を考慮の上、対策方法を検討する。

陸地化後は、土壌汚染対策法に示された技術的事項を準拠することを原則とし、図3-1に示すフローに従って検討を進めるものとする。



なお、対策後については、公共用地として適切に管理する。

図3-1 陸地化後における対策方法の検討フロー